

安八町告示第2号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和元年12月18日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和2年1月30日

安八町監査委員 清 伸二
安八町監査委員 碓井 昭夫



記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

令和元年12月18日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年11月21日、揖斐川流域住民の生命と生活を守る市町連合等国の折の旅費 21,480円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和元年8月9日付 安総第3874号 情報公開請求却下通知書
4. 令和元年8月9日付 安総第3875号 情報公開請求却下通知書
5. 令和元年8月9日付 安総第3876号 情報公開請求却下通知書
6. 令和元年8月9日付 安総第3877号 情報公開請求却下通知書

7. 令和元年8月9日付 安総第3878号 情報公開請求却下通知書
8. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
9. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)
10. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料
(タクシー代) の戻入れについて

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和元年12月19日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成30年11月21日、揖斐川流域住民の生命と生活を守る市町連合等国の折の旅費 21,480円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和2年1月27日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和2年1月27日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本件請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実には発生していたのか否かについて、令和元年12月23日、令和2年1月27日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を建設課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成30年10月9日付「国土交通省等への要望活動(秋)(以下「要望活動」という。)について(ご案内)」が、揖斐川流域住民の生命と生活を守る市町連合、東海環状自動車道建設促進揖斐川流域市町連合 会長から揖斐川流域市町連合 構成市町 首長である安八町長(以下「町長」という。)に送達された。
- (2) (1)の内容は、「1. 実施日時 平成30年11月21日(水)10時～15時 / 2. 集合時間 9時50分(予定) / 3. 集合場所 国土交通省本省入口 または財務省正門前(予定) / 4. 要望先 財務省、国土交通省、地元選出国會議員(略)」であった。
- (3) 要望活動には町長が出席し、担当課の責任者として建設課長が随行した。
- (4) 要望活動の終了予定時刻は午後3時00分であった。
- (5) 揖斐川流域住民の生命と生活を守る市町連合による要望活動では、「①予防的な治水対策を重点的に実施するなど、水害・土砂災害を未然に防止し、また災害発生時には被害拡大の防止を図り、住民が安全で安心できる生活環境を構築するため、必要な財源の確保に努め、揖斐川流域におけるハード・ソフト一体となった総合的な治水・砂防対策を推進し、防災・減災に取り組むこと。②河川の機能が持続的に発揮できるよう河道内の立木伐採、堆積土砂の撤去と、河川管理施設の適正かつ戦略的な維持管理・更新等を推進すること。また、地方自治体が行う管理施設の老朽化対策について、必要な財政支援と体制及び技術支援の強化を図ること。③災害発生時の被害の最小化と迅速な人命救助、並びに復旧・復興のため、地方整備局を中心とした広域的かつ機能的な危機管理体制を充実させ、流域市町等に対する支援体制の強化を図ること。④自然と共生し地域に調和した揖斐川流域の環境整備を推進すること。」とのことを要望し、それは揖斐川流域に生きる46万住民の生命と財産を守り、安全安心な暮らしの実現のために取りまと

められた、流域13市町の総意であった。

- (6) 東海環状自動車道建設促進揖斐川流域市町連合による要望活動では、「揖斐川流域市町の今以上の安全、安心、活性化の実現のため、東海環状自動車道西回り区間の早期完成」とのことを要望し、それは13市町の総意であった。
- (7) 要望活動に建設課長が町長に随行する目的は、町長が(5)、(6)の目的を達成するため、担当課の責任者として要望活動における町長の補助的な役割を務めるためであった。
- (8) (3)を原因とする本件請求にいう旅費は建設課長に係る旅費(新幹線代:岐阜羽島駅~東京駅)であり、その額は安八町職員の旅費に関する条例第16条別表1の区分に基づく額である。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 安八町職員の旅費に関する条例第12条

公務のために旅行する職員等に対して支給する鉄道賃について規定されている。

2 町長の権限及び職務について

町長は、地方公務員法第3条第3項第1号の規定による特別職であり、一般の職員とは違い、同法第4条第2項の規定により同法の適用を受けず、勤務時間や服務についての規定はない。

町長の権限及び職務については、法第147条で「普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体を統括し、これを代表する。」、法第148条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されており、その職務と権限は相当広範囲にわたるものである。

町長の行為が公務であるか否かについては、最高裁平成元年9月5日判決、最高裁平成18年12月1日判決から、以下の基準に従って判断すべきである。

- (1) 町長の行為が、特定の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において具体的な目的をもってされるものであれば許される。
- (2) 上記(1)に該当しない場合であっても、①普通地方公共団体の住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、②社会通念上儀礼の範囲にとどまるに限り、当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される。

3 最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決・民集44巻第3号431頁

住民監査請求や住民訴訟の対象は公金の支出等6つの財務会計行為に(財務会計上の行為又は怠る事実)に限って認められており、財務会計行為以外の一般行政上

の行為(非財務会計行為)は、たとえそれが違法なものであってもこれを対象とすることができない。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「建設課長は安八町を代表して本件に出席しているはずであり、公費を使用する以上はこれらの書類を作成し、会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならないことは言うまでもない。また、本件の支出負担行為決議書兼支出命令書には新幹線代の領収書が添付されておらず、旅費支出に疑義が持たれるものである。本件に関する復命されたものが何も残っておらず、また、この会に建設課長が出席したことを証するものもなく、本当に本件に出席したのかについても疑義が生ずるものである。」と主張している。

本件監査では、要望活動に建設課長が随行することの公務性について検討することとした。

建設課長が、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(5)、(6)のとおり、「揖斐川流域に生きる46万住民の生命と財産を守り、安全安心な暮らしの実現のため、併せて揖斐川流域市町の今以上の安全、安心、活性化の実現のため、東海環状自動車道西回り区間の早期完成を継続的に流城市町の首長らと要望する。」との、一定の目的を持ち要望活動のため出張した町長に随行することは、建設課長の職務の範囲内であるといえることから公務であったと判断した。

なお、町長の権限及び職務の範囲に基準については、第6 判断に当たっての関係法令等について／2 町長の権限及び職務についてのとおりである。

以上のことから、公務であった要望活動の随行に付随して支出された本件請求は、町に損害を与えるものではないと判断した。

なお、請求人が請求の理由3の後段で主張している、「安八町支出負担行為の整理区分に関する規則 別表第1「7 旅費」の「支出負担行為に必要な書類」に「請求書、旅行命令書」と規定されているが本件の支出負担行為には「旅行命令書」も無く、安八町支出負担行為の整理区分に関する規則で規定されている「支出負担行為に必要な書類」が備わっていない違法もしくは不当な公金の支出である。また、請求書についても安八町職員の旅費支給規則に規定されている正式な様式ではなく安八町職員の旅費支給規則に従った支出でないことを付け加える。つまり、規則で規定されている「様式」が備わっていない違法もしくは不当な公金の支出である。」についてだが、行政事務のあり方を指摘しているものであって、法第242条第1項の趣旨に該当するものではないと判断したことから本件監査では検討しないこととした。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由にて、「公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料（タクシー代）の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

本件監査請求とは直接関係あることではないが、公金を支出するための事務手続きにおいて使用する関係規則等に定められた様式の整理、又は見直しを早急を実施すべきであることを申し添える。